

内閣府告示第百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 三 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一一））

内閣府告示第百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 三 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一一））